

- 〔問 5〕 労働基準法に定める年少者及び女性に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。
- A 労働基準法第 67 条第 1 項では、「生後満 1 年に達しない生児を育てる女性は、第 34 条の休憩時間のほか、1 日 2 回各々少なくとも 30 分、その生児を育てるための時間を請求することができる。」とされているので、使用者は、生後満 1 年に達しない生児を育てる女性から請求があれば、その労働時間の長さにかかわらず、1 日 2 回各々少なくとも 30 分の育児時間を与えなければならない。
 - B 使用者は、労働基準法第 66 条第 2 項及び第 3 項の規定により、妊娠中の女性及び産後 1 年を経過しない女性(以下「妊産婦」という。)が請求した場合においては、同法第 33 条第 1 項及び第 3 項並びに第 36 条第 1 項の規定にかかわらず、時間外労働、休日労働又は深夜業をさせてはならないが、同法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある妊産婦については、時間外労働、休日労働及び深夜業をさせることができる。
 - C 年次有給休暇は、労働義務のある日についてのみ請求できるものであるから、育児休業申出後には、育児休業期間中の日について年次有給休暇を請求する余地はない。また、育児休業申出前に育児休業期間中の日について、労働基準法第 39 条第 5 項の規定に基づく年次有給休暇を与える時季に関する定めをした場合においても、同様に、当該日には年次有給休暇を取得したものとは解されない。
 - D 労働基準法第 56 条に定める最低年齢違反の労働契約のもとに就労していた児童については、そもそも当該労働契約が無効であるので、当該児童を解雇するに当たっては、同法第 20 条の解雇予告に関する規定は適用されない。
 - E 労働基準法第 65 条第 3 項の規定に基づき、使用者は、妊娠中の女性が請求した場合においては、他の軽易な業務に転換させなければならない。この場合、使用者は、原則としてその女性が請求した業務に転換させなければならないが、新たに軽易な業務を創設して与えるまでの必要はない。